

非核の政府を 求める大阪の会

非核の政府を求める大阪の会 豊島 達哉
〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第3ビル 210号)
TEL.06(6765)3032 FAX.06(6765)3033
URL・http://homepage3.nifty.com/hikakuosaka/
E-mail・hikakuosaka@hotmail.com
hikaku-osaka1986@nifty.com

第161号 2014年5月1日

ニュース

大阪港の軍事利用に反対した

(1994年11月大阪市会)

『大阪港の平和利用に関する決議』

・・・北朝鮮挑発の軍事演習怖りの「巡洋艦」？・・・



大阪港に突然入港した、米ミサイル巡洋艦レイク・エリー

アメリカの巡洋艦
突然の入港

昨年一〇月以来、た
て続けに

四月一〇日、米海軍
ミサイル巡洋艦レイ
ク・エリーが大阪港
岸壁に接岸しました。
昨年一〇月の駆逐艦
カーティス・ウィルバ
ー入港から半年もの間

に二回の入港は異例で
す。これまでの米艦は
横須賀を母港とする戦
艦は駆逐艦より一回り
大きく、探知能力・戦
闘能力も向上しており
ハワイを母港とし、先
日の米韓合同軍事演習
に参加した帰路と思わ
れます。搭載するトマ
ホークや SM-3 ミサ
イルは核・非核両用装
備が可能で、今回もど
ちらを搭載しているか
不明です。

入港当日、午前八時
五〇分から岸壁横で大
阪安保、原水協、平和
委員会、非核の会の四
団体は緊急の集会を開
き、強く抗議しました。

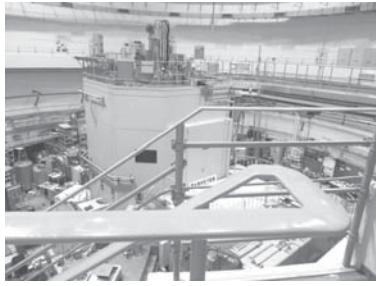
今回、大阪港に入港
した巡洋艦は、朝鮮半
島有事を想定した米軍
と韓国軍が二月二四日
から四月まで実施して
いた合同軍事演習に参
加した軍艦です。韓国
のニュースによれば、
三月三十一日、その軍事
演習に反発して、北朝
鮮が韓国との軍事境界
線と定めた北方限界線
北側の黄海上で射撃演
習を行ったと報じまし
た。北朝鮮の今回の演
習は異例の事前通告を
行つてのこと。そのね
らいは、米韓両軍が韓
国で行つている合同軍
事演習「フォールイー
グル」に対抗するもの
と言われています。
合同演習には、「キ
ー・リゾルフ」と「フ
ォール・イーグル」の
二つの演習が並行して
行われる。「キー・リ
ゾルフ」という演習は、

コンピュータ上でおこ
なう指揮所演習で、
「フォール・イーグル」
は実際の軍隊が軍艦や
装備を実動させた野外
演習です。米軍は一万
人以上、韓国軍は今回
の参加人員は不明だが、
昨年度の場合は二〇万
人といわれており、
北朝鮮にとっては、軍
事的圧力を毎年受け続
けています。
時あたかも、日本の
国会では、「集团的自
衛権」論議が行われ、
米軍が攻撃をうけたら
現憲法下でも自衛隊は
積極的に行動(参戦)
することができるよう
にしよとの動きが強
まっています。非核・
平和の政府を求める運
動がいまこそ、求めら
れています。

- 【非核五項目】
- ① 全人類共通の緊急課題として核戦争阻止、核兵器廃絶の実現を求める
 - ② 国是とされる非核三原則を厳守する。
 - ③ 日本の核戦場化へのすべての措置を防止する。
 - ④ 国家補償による被爆者援護法を制定する。
 - ⑤ 原水爆禁止世界大会の、これまでの合意にもとづいて国際連帯を強化する。

熊取原子炉

毎年恒例「見学会」
四月五日(土)、恒例



原子炉の中心部分

今般「非核の政府を
求める大阪の会」から
ご案内をいただき、原
子炉施設での研究や原
子燃料について得た知
識及びオフサイトセン

の京大原子炉実験所・
原子燃料工業・大阪府
オフサイトセンターの
一般見学会が行われ、
非核和歌山の会や西淀
川労連など当会が呼び
かけ、判明しているだ
けで約六〇名の参加が
ありました。「勉強に
なつた」「参加して良
かつた」「百聞は一見
にしかず」等、感想が
ありました。
寄せていただいた感
想を紹介します。

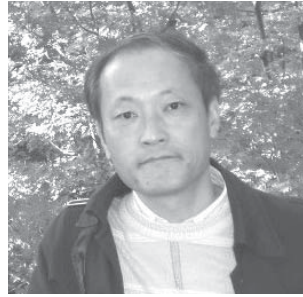
ターのことなど、人生
初の社会勉強でありま
した。とりわけ、「ウラ
ン」に核分裂をさせ、
熱エネルギーを利用し
蒸気を発生させタービ
ンを回す原子力発電は
今日の福島における不
幸を生み出した。また、
更に過去には世界人類
で唯一被害をこうむつ
た広島原爆(ウラン2
35)長崎原爆(プ
ルトニウム239)の核
爆弾が大きな被害を生
んだ。一方、核分裂か
ら生まれる中性子を医
学の分野で研究推進し
がん治療の効果を發揮
している現状を認識し
ました。
さて、原子力発電で使
用した核燃料は(ゴミ)
どう処分するのか。出
来るのか。使用済み核
燃料は三〇種以上の放
射能が含まれており、
単に「使用済み」とい
えども地球上に存在す
る最悪のゴミでありま
す。石油や石炭を燃や
したゴミと同じではあ
りません。使用済み燃
料はそれ自体で一〇年
以上冷却しても一〇〇

度以上の熱を持つとい
う。そして、放射能を
出し続ける。世界的に
核燃料のゴミを処理す
る方策はまだ研究中と
いう。その間にも使用
済みの核燃料は増え続
ける。「核」はこの世か
ら放り去るのみです。
(大阪市都島区
藤原克志)
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
中西裕人の
憲法の話③
集团的自衛権
を考ふるII

まず、集团的自衛権
について、国際法では
どのように定められて
るのかを見てみましょ
う。
実は、どのような場
合にその行使が認めら
れるのか(要件)、どの
範囲まで認められるの
か(内容)について具
体的に定められたもの
は、国際法上存在しま
せん。唯一集团的自衛
権について触れられて
いるのは、国連憲章五
一条です。
法文独特の難解な文章
ですが、重要なもので
すので、引用しますと、
「この憲章のいかなる
規定も国際連合加盟国
に対して武力攻撃が発
生した場合には、安全
保障理事会が国際的平
和及び安全の維持に必
要な措置を採るまでの
間、個別的又は集团的
自衛の固有の権利を害
するものではない」と
されています。
ここで「個別的又は
集团的自衛の固有の権
利」とされていること
から、集团的自衛権は、
個別的自衛権とともに、
「固有の権利」として
国家が有しているもの
とされていると解釈さ
れているのです。ここ
ろで、集团的自衛権を
固有の権利としている
国連憲章五一条では、
「安全保障理事会が国
際の平和及び安全の維
持に必要な措置を採る
までの間」という限定
が付けられています。
では、国連憲章が国
際紛争の解決方法をど
のように構想している
のでしょうか。引き続

き難解な文章にお付き
合いです。
まず国連憲章一条一
項は、国連の目的を「国
際の平和及び安全を維
持すること」、「そのた
めに、平和に対する脅
威の防止及び除去と侵
略行為その他の平和の
破壊の鎮圧のため有効
な集团的措置を採るこ
と」と「平和を破壊す
るに至るおそれのある
国際的紛争または事
態の調整または解決を
平和的手段によつてか
つ正義及び国際法の原
則によつて実現するこ
と」としています。
これを受けて国連憲
章は、まず加盟国の義
務として、国際紛争を
平和的手段によつて解
決しなければならぬ
(二条三項)、国際関係
において、武力による
威嚇または武力の行使
を禁じる(二条四項)、
と定めます。では、一
条一項で言う「国際的
平和及び安全を維持す
るために、平和に対す
る脅威の防止及び除去
と侵略行為その他の平
和の破壊の鎮圧のため

有効な集团的措置を採
ること」とされている
「有効な集团的措置」
というのは何でしょう
か。
国連憲章は、国際紛
争の解決法として、当
事国はまず第一に、交
渉、仲介、司法的解決
等の平和的手段による
解決を求めなければな
らず(二三条一項)、そ
れができなかつたとき
は安全保障理事会に付
託しなければならず
(三七条一項)、安全保
障理事会は適当な調整
の手段又は方法を勧告
できる(三六条一項)
という仕組みにしてい
ます。つまり、国連憲
章は、国際紛争の解決
方法として、国連の仲
裁や司法的解決などの
平和的解決、それが果
たせない時は安全保障
理事会の措置、という
システムを構想してお
り、個別的自衛権も集
团的自衛権も、その行
使は、安全保障理事会
の措置が取られるまで
の間の例外的な措置と
して限定されているの
です。



事務局長就任のご挨拶
と自己紹介としてノーモア・ヒバクシャ訴訟の現状
一、このたびは本会の事務局長に就任しました豊島達哉と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私は原爆症認定訴訟近畿弁護団（現在は名前を改め「ノーモア・ヒバクシャ訴訟近畿弁護団」）に所属する弁護士であり、その関係で数年前より本会の常任世話人をしておりました。今回、本会結成以来事務局長をなさっておられた中西裕人弁護士にかわり、大役をお引き受けするのは身の引き締まる思いですが、皆様方のご援助ご指導を受けつつ、本会の更なる発展のため尽力したいと考えています。

現状

弁護士 豊島達哉

二、冒頭申し上げたとおり、私はノーモア・ヒバクシャ訴訟近畿弁護団の一員であります。ここでは、私の自己紹介に代えてノーモア・ヒバクシャ訴訟の現状について簡単に報告をさせていただきます。

●原爆症認定については、二〇〇三年より原爆症認定集団訴訟が始まり、全国の裁判所で厚生労働省の審査基準の誤りを指摘する判決が出されました。連戦連敗の国は二〇〇九年に重い腰をやつと上げて、被団協との間で原爆症認定集団訴訟の終結の合意をしたのでした。この合意では、被爆者が再び裁判によつて原爆症を争うことのないようにするとの合意がなされてい

ました。被爆者が裁判所で原爆症を争わなくても良いようにするということとは、厚生労働省が審査基準を司法判断に合わせるということには合意です。ところが厚生労働省は上記の合意後も、集団訴訟で積み上げられた判決の内容を無視し原爆症認定の却下を続けてきたのです。そのため広島・長崎の被爆者

たちは、厚生労働省に司法判断を守つて、適正な審査をするよう、「ノーモア・ヒバクシャ訴訟」に立ち上がったのです。

●ノーモア・ヒバクシャ訴訟は二二年、一三年にそれぞれ全員判決が下されていますが、今回三月二〇日に大阪地裁で下された判決は昨年末に厚生労働省が審査の方針を再改定した後に下された判決として意味があります。

●厚生労働省は司法判断には従いませんが、〇八年三月に「新しい審査の方針」を策定し、〇九年六月に新しい審査の方針の改定、そして一三年一二月に再改定を行い、認定行政を改善しているかのようなポーズを見せ

てきました。昨年末の再改定後、ノーモア・ヒバクシャ訴訟原告について、再検討を行い数人の原告については却下処分を取り消して認定を行いました。今回判決を受けた四人は、昨年末の再改定後、再審査をしても認定されなかった方々なのです。この四人全員が今回勝訴をしたのですが、こ



三月二〇日大阪地裁前

のことは厚生労働省が今回再改訂した内容もまた、司法において違法であると認定されたことを示しているのです。

●また、三月二八日には熊本地裁でも判決があり、ここでも五人の未認定原告が勝訴しました。厚生労働省の基準が現在においても違法であることは益々明らかになったのです。ところがこともあろうに国は近畿訴訟の四人の勝訴原告のうち一人を、そして熊本訴訟の五人の勝訴原告のうち三人を控訴しました。

●厚生労働省の審査のやり方は、被爆した場所の爆心地からの距離や、入市した時間を被爆者手帳の記載のみから確認して、例えば悪性腫瘍であれば、爆心地からの距離が三・五キロメートル以内なら認定。三・六キロメ

ートルであれば却下といった全く形式的・非科学的なものです。そのことは裁判所において何度も違法性が指摘されてきたものです。控訴に一片の道理もありません。高齢でしかも、原爆症と闘いながら、裁判を今まで続けてきた原告らに対して控訴をしてさらに苦しみを与えようとする国の態度は全く許せるものではありません。

●原爆症の実相を明らかにして、ヒバクシャに対する補償を求めるこの裁判は、核兵器廃絶の運動の要の一つであるだけではありません。原発事故によるヒバクシャの問題とも関係します。広島・長崎の被爆者に対する国の態度は、原発事故のヒバクシャへの態度にもつながっているからです。ノーモア・ヒバクシャ訴訟は

非核の政府を求める本会の目的と密接にリンクするものであることを改めて認識し、弁護団活動とともに本会の事務局長としての責任も果たしたいと考えます。どうぞよろしくお願ひします。

来年に迫ったニューヨークでの「二〇一五NPT再検討会議」に大阪から一五〇人の参加で一〇〇万の署名をとどけようと、非核大阪の会も参加している「核兵器全面禁止アピール・大阪一〇〇万署名推進委員会」が、「なくそう核兵器 5.17 府民のつどい」を開催しま

なくそう核兵器 5.17 府民のつどい



す。オープニングは合唱構成「ぞうれつしゃがやってきた」で、被爆証言や青年・女性の交流もあります。記念講演は、広島平和文化センター前理事長のステイパー・リーパーさんです。終了後、淀屋橋まで「核兵器なくそうピースパレード」を行います。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

日時 五月一七日(土)
午後一時三〇分〜四時
(終了後ピースパレード)
場所 エルおおさか大ホール(京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」下車徒歩5分)

第8回

戦争の傷あと

銘板めぐり&清掃ツアー

～多奈川方面の潜水艦建造跡地等の戦跡を巡る～

潜水艦建造のドック跡→謎のトンネル→朝鮮人宿舎跡→正教寺→加太砲台跡

府内、各地域にある「戦争の傷あと銘板」をめぐる「銘板めぐり&清掃ツアー」は、今回、岬町・多奈川方面の潜水艦建造跡地とその周辺をめぐります。

日時・集合場所は以下の通りです。

● 日 時： 5月31日(土) 午後1時30分集合～5時ごろまで

● 集合場所： みさき公園駅 コンビニエンスストア・セブンイレブン前

● 参加費：無料。 難波～みさき公園 片道790円

※みさき公園駅には南海電鉄・南海線難波駅から特急(サザン・自由席)で約45分、区間急行で約60分、普通で約1時間40分です。(みさき公園駅からマイカーで移動します)

※ 参加ご希望の方は、下記まで連絡をお願いします。

非核の政府を求める大阪の会 TEL: 06-6765-3032
FAX: 06-6765-3033